余背宿舎事業（平成四年一月環境庁告示第三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
余背宿舎　東京都大島町（余背）
六　中部山岳国立公園
双六池宿舎事業（令和三年三月環境省告示第二十三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
双六池宿舎　長野県大町市及び岐阜県高山市（双六池）
黒部五郎岳宿舎事業（令和五年四月環境省告示第四十二号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
黒部五郎岳宿舎　富山県富山市及び岐阜県高山市（黒部五郎岳）
西岳宿舎事業（昭和五十九年八月環境庁告示第四十号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
西岳宿舎　長野県松本市（西岳）
乗鞍高原宿舎事業（令和七年三月環境省告示第十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
乗鞍高原宿舎　長野県松本市安曇（乗鞍高原集団施設地区）
七　瀬戸内海国立公園
慶野松原園地事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原園地　兵庫県南あわじ市（慶野松原）

雑賀崎宿舎事業（平成四年一月環境庁告示第三号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
雑賀崎宿舎　和歌山県和歌山市（雑賀崎）
慶野松原宿舎事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原宿舎　兵庫県南あわじ市（慶野松原）
慶野松原野営場事業（昭和五十九年八月環境庁告示第三十九号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
慶野松原野営場　兵庫県南あわじ市（慶野松原）
八　阿蘇くじゅう国立公園
南阿蘇園地事業（令和五年九月環境省告示第六十七号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
南阿蘇園地　熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区）
南阿蘇野営場事業（平成元年九月環境庁告示第四十一号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
南阿蘇野営場　熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区）
九　霧島錦江湾国立公園
霧島神宮前園地事業（昭和六十二年二月環境庁告示第四号により公示）の変更
変更後の公園事業の名称及び種類　区　域
霧島神宮前園地　鹿児島県霧島市（霧島神宮前）

その他告示

○農林水産省告示第千六百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,015.8トン	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,015.8トン